

## 旅行条件について

この旅行は、有明フェリー振興株式会社（以下「当社」という）が主催する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と主催旅行契約（以下「契約」という）を締結することとなります。

### お申し込み・契約成立

- （１）所定の旅行申込書に所定事項を記入のうえお申し込み頂きます。
- （２）当社は、電話・郵便・FAXその他の通信手段による予約を受け付けます。
- （３）車椅子の手配等特別な配慮を必要とするお客様は、申込時にお申し出下さい。可能な範囲でこれに応じます。

**旅行日程・代金** 期間内における1泊2日間。お一人様9,720円～23,800円（大人）。

**旅行代金に含まれるもの** フェリー運賃及び宿泊費（2食付）。

**旅行代金に含まれないもの** フェリー運賃以外の交通費等の諸費用、個人的性質の諸費用オプションプラン（別途料金）の代金等。

### 契約内容・旅行代金の変更

- （１）天災地変等当社の関与し得ない事由が生じた場合、旅行の安全・円滑な実施のため契約内容を変更することがあり、それに伴い代金を変更することがあります。
- （２）利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額または減額されるときはその範囲内で旅行代金を変更することがあります。

### お客様による契約の解除

- （１）お客様のご都合により契約を解除される場合、旅行代金に対してお一人様につき次の利率で取消料または取消料に相当する違約金を頂きます。

取消し日	21日前まで	20日～8日前まで	旅行開始前日	旅行開始日当日	旅行開始後又は無連絡不参加
取消料率	無料	20%	30%	50%	100%

（２）次の場合は取消料は頂きません。

- ①お客様の責に帰さない理由により次に例示する契約内容の重要な変更が行われたとき。  
イ 旅行開始日または終了日の変更。 ロ 観光地・観光施設、その他の目的地の変更。  
ハ 運送機関の種類または運送会社の変更。 ニ 運送機関の「等級及び施設」のより低いものへの変更。 ホ 宿泊施設の変更。 ヘ 宿泊施設の客室の種類・設備景観の変更。  
ト ツアータイトル記載事項の変更。

- ②当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程どおりの実施が不可能となったとき。

### 当社による契約の解除

次の場合契約を解除することがあります。（一部例示）

- ①旅行代金を期日までにお支払い、頂けないとき。 ②お申込条件の不適合。
- ③病気や団体行動の規律を乱す等旅行の円滑な実施が不可能またはそのおそれがあるとき。

**添乗員** 特に記載のある場合を除き同行しません。

**当社の責任** 当社の故意または過失によりお客様に損害を与えた場合、その損害を賠償致します。但し、手荷物の場合は、1人15万円程度を限度（当社に故意または重大な過失がある場合を除きます）として賠償いたします。

**お客様の責任** お客様の故意または過失により当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

**特別保障** 当社約款特別補償規定により、お客様が旅行中に偶然かつ急激な外来の事故により、生命、身体に被られた一定の損害については補償金及び見舞金を、手荷物に対する損害は損害補償金を支払います。

**旅行代金・条件の基準** この旅行条件及び旅行代金は、2019年4月1日を基準としております。

**ご注意**

(1) お客様のご都合による延泊等の行程変更及び未使用の払い戻しはできません。

(2) 天候等不可抗力により船舶等運送機関のサービスが中止または遅延となり、行程の変更や日程の延長が生じた場合の宿泊費・交通費等はおお客様のご負担となります。また悪天候によって旅行サービス等の内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きはおお客様ご自身で行って頂きます。

(3) 宿泊施設において、お客様が酒類・料理・その他のサービスを追加された場合はその料金に対して原則として消費税等が課せられます。